

平成20年度環境教育研修実施要綱

環境省環境調査研修所

1. 目的

国及び地方公共団体の職員並びに国及び地方公共団体の環境教育・学習に関する実践活動業務を支援する関係団体等の職員を対象に、環境教育・学習に関する専門知識・技術の習得及び全員合宿による研修生相互の啓発・交流を図ることを目的とする。

2. 期間及び会場

(1) 期間：平成20年10月28日(火)から10月30日(木)まで(3日間)

(2) 場所：環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3
04-2994-9766

3. 教科内容

次頁のとおりとする

4. 予定研修人員

70名

5. 研修を受ける資格

研修生は次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 国及び地方公共団体の職員の場合

国及び地方公共団体において、環境教育・学習に関する業務を担当している職員

研修受講に支障のない健康状態にある者

所属長の推薦を受けた者

(2) 国の認可団体の職員の場合

環境教育・学習に関する実践活動業務を支援する国の認可団体の職員で、環境教育・学習に関連する活動を相当期間行っている者

研修受講に支障のない健康状態にある者

環境省総合環境政策局長の推薦を受けた者

(3) 地方公共団体の認可団体の職員の場合

環境教育・学習に関する実践活動業務を支援する地方公共団体の認可団体の職員で、環境教育・学習に関連する活動を相当期間行っている者

研修受講に支障のない健康状態にある者

地方公共団体の長の推薦を受けた者

6. 研修生の推薦の有無

所属長は、研修生を推薦する場合、推薦書に別紙様式による被推薦者の「略歴書」を添えて、**平成20年8月8日(金)までに必着**するよう、環境調査研修所所長あて文書により通知する。

なお、研修生を推薦しない場合においても、前記の推薦期限までにその旨を環境調査研修所所長あて文書により通知すること。

7. 研修生の決定

環境調査研修所所長は、6の推薦に基づいて研修生を決定の上、推薦者にその旨を通知する。

8. 修了証書の交付

環境調査研修所所長は、所定の課程（原則として1割以上欠課した者を除く。）を受講した者に対して修了証書を交付する。

なお、受講の状態については、研修終了後、所属長に通知する。

9. 経費

次の経費は所属長の負担とする。

(1) 往復に必要な旅費

ただし、環境省職員については、環境調査研修所から支給する。

(2) 滞在費

ただし、国家公務員(独立行政法人職員を除く)については、日額旅費を環境調査研修所から支給する。

<平成20年度環境教育研修教科内容>

- | | |
|----------------------------|--------|
| 1. 基調講義 - 環境問題と環境教育 | 1.5 時間 |
| 2. 環境教育の歴史とその理念 | 1.5 |
| 3. 教育現場における環境教育の現状と課題 | 1.5 |
| 4. 市民に対する環境教育の現状と課題 | 1.5 |
| 5. 環境教育における NPO の役割 | 1.5 |
| 6. 企業による環境教育への取組 | 1.5 |
| 7. ネイチャーゲーム (グループ別体験、討議 等) | 6.0 |
| 8. その他 (開・閉講式、オリエンテーション) | 1.5 |

合計 16.5 時間

(注)

教科内容は、都合により一部変更になることがあります。

開講式は10時30分より行いますので、10時00分までに入所してください。

閉講式は15時45分に終了する予定ですが、講義時間の延長等により若干遅れる場合があります。

帰路の航空機や列車の時間等により、最終日の講義や閉講式等を欠席することは認めません。

* 次の情報を環境調査研修所ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

(URL <http://www.neti.env.go.jp>)

「研修ガイドブック」(研修受講に当たっての留意事項に関する情報を掲載しております。)

「実施要綱」及び「略歴書」様式